

異に發表せる報告書の後を承けて編修したもので、同校歴史教室に關係する匝田直、弘津史文、小川五郎、三宅宗悅諸氏の調査にかゝる、同校敷地内發見彌生式土器包含地、周防吉敷郡仁保村經塚、長門厚狹郡小野田の遺跡、同厚狹町西下津古墳、阿武郡見鳥等を記述してゐる。

此等の記述は内容に於て山口縣史蹟調査報告の出現とも云へる。同歴史教室の考古學的方面の究明に熱心なる努力は遂に昨夏東宮殿下の行啓を辱うするに至り。本冊はその行啓記念として刊行されたものである。しかし餘りに記述に重きを置いて圖版には稍々注意を缺きたる憾がある。(四六版、本文九六頁、圖版九葉、非賣品)〔以上島田〕

### ●英國憲政史

法學博士 占部百太郎著

英國の憲法及び憲政は歴史を離れて之を理會する事不可能であるに拘らず之が要素を成せる王權の消長、民權の發達、司法制度の變遷、議會制度の發展、内閣の由來並に政黨政治の由來等は何れも徐々に變化し且慣習に依るもの多きが故に煩雜であつて明確を缺き易いから精細な

る注意を拂ふに非ざればよく之を知る事を得ないし、巧妙なる敘述を以てするに非ざれば人之を知らしむる事が困難である。然るに此二つの困難を破つて我國に初めて立派な英國憲政史を示したものが本書である。本書は著者が十年に亘つて慶應義塾大學法學部に於て爲したる講義を基とし更に研鑽を経て此書を成しアングロサクソン時代より最近時に至るまでの英國憲政史を約一千頁を費して敘述したものである。序文にもあるが如く著者は英國の憲政史を憲法史が不可分の關係にある事實に鑑み、憲法史を明かにするが爲に憲政史をこき憲法史によつて憲政史をあらはさん努めた如くである。かの光榮革命について「此革命を指導した人々が之をして出来るだけ革命に見えざる様に適法の行動として認めらるゝやう方策を廻らしたにも拘らず尙ほ矢張り革命であつて全く合法的行爲に捏つち上ぐることは不可能に見えたことを論じたる法制史家メートランドの英國憲法史を参照するに同時に「これを政治的に觀察すれば所謂光榮革命は古今有ゆる革命中の最も暴力沙汰の少い、最も實際的に

して有益なる輿論の力に依つた革命であつた」ここに於いて政治史家マコーレーの英國史を引用したるが如き、よく本書の面目を窺はしむるに足りるものであらう。大憲章の詳細なる内容を知らんこし國王神權説と英國の立憲政治との關係に興味を有する者は本書に依つて満足する所が多いであらうし、エドワードコークが王座裁判所長として國王の權威に屈せずしてよく司法權の獨立を維持したるミヴィクトリア女王が外相パーマーストンを免黜して國王の被奏問權の權威を失墜せざりしが如き、英國憲法史の美談は隨所に現はれて讀者を飽かしめない。而して十九世紀に至り國會と國王との地位が轉倒して國王の重要さが大に減少したるに拘らず、輒近英吉利大帝國の統一上に於て英國王が統一の中心乃至目標として新たる意義を加へつゝあるこゝに言及せしは英國憲政史が彈力性に富むものなるこゝを物語るものとして興味が深い。又本書は英國の著名なる歴史家法律家政治家の意見を隨處に譯文を用ひて引照し努めて獨斷に陥るの弊を避けたるものゝ如く讀者は此等の引照を通じて原書に向

ふ端緒を得べきのみならず卷末に解説を附したる主要參考書があるから研究の便を得ることが多いであらう。なほ詳細なる索引は此著述をして完成の名あらしむるものである。(菊版九七六頁、東京岩波書店發行、價八、五〇)〔牧〕